

「農の風景育成地区」の取組促進事業支援補助金交付要綱

制定 令和4年3月22日 3都市政緑第751号

改正 令和6年3月21日 5都市政緑第831号

(目的)

第1条 この要綱は、都内の区市町が行う「農の風景育成地区」内での取組の促進に向けた事業に要する経費について東京都（以下「都」という。）が補助金を交付することにより、「農の風景育成地区」の指定と同地区内の取組を促進し、もって都市部における比較的まとまった農地や屋敷林等が残る地域の風景を、将来にわたり保全及び育成していくことを目的とする。

(通則)

第2条 この補助金の交付について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「農の風景育成地区」（以下「育成地区」という。）とは、「農の風景育成地区指定運営要綱（平成23年7月15日付23都市政緑第188号制定、令和6年3月21日付5都市政緑第829号改正）」に基づき指定した地区をいう。

(補助事業)

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる育成地区（本補助事業年度に指定を予定する育成地区を含む。）のいずれかで実施する育成地区に関する情報発信活動又は育成地区の農の風景育成促進活動のうち、都から本補助金以外の補助金等を受けないものをいう。

なお、補助事業は、各育成地区それぞれ1地区とする。

- (1) 区部東部の市街地内の育成地区
- (2) 多摩部の市街地内の育成地区
- (3) 多摩部における旧街道沿いの育成地区
- (4) 多摩部における崖線や河川等と一体的景観を成す育成地区
- (5) 丘陵地と一体的景観を成す育成地区

(補助対象者)

第5条 この要綱において補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う区市町とする。

(補助金額)

第6条 知事が区市町に対し交付する補助金の額は、都の予算の範囲内において、第4条に規定する補助事業の経費の合計額の2分の1の額（1,000円未満切捨て）を上限とし、かつ1会計年度当たり250万円を限度とする。

(補助期間)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付期間は、令和8年度までとする。

また、1地区当たりの補助期間は、育成地区指定後、指定年度を含む3か年度を限度とする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第8条 この要綱に基づく補助を受けようとする区市町は、知事が指定する日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に同様式別紙の書類を添付し、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により区市町に通知するものとする。

また、知事は、当該決定に当たって補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付決定の変更等及び進捗状況報告)

第9条 区市町は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに前条第1項の規定に準じて、補助金交付決定変更申請書（別記第3号様式）に、変更に必要な書類を添付し、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請の変更を適当と認めるときは、交付決定を変更し、補助金交付決定変更通知書（別記第4号様式）により区市町に通知するものとする。

3 区市町は、補助金の交付決定通知書を受けた後、特別な理由が生じたために当該補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）申請書（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の規定による申請を受け付けた場合は、補助事業の中止について審査し、中止（廃止）の承認通知書（別記第6号の1様式）又は中止（廃止）を承認しない旨の通知書（別記第6号の2様式）により区市町に通知するものとする。

5 知事は必要と認める場合には、区市町に対し、随時、補助事業の進捗状況の報告を求めることができる。

6 区市町は、前項の規定により知事から補助事業の進捗状況の報告を求められた場合には、進捗状況報告書（別記第7号様式）により報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 区市町は、補助事業が完了したとき、又は都の補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに完了実績報告書（別記第8号様式）に同様式別紙1及び別紙2を添付し、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査をするとともに、必要に応じて行う現地調査等を行うことにより、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第9号様式）により、区市町に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、区市町から前条の規定により確定した金額について、請求書（別記第10号様式）に同

様式別紙の書類を添付して請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請の撤回)

第 13 条 区市町は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書受領後 14 日以内に補助金交付申請撤回申出書（別記第 11 号様式）により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、区市町が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正手段により、この補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (4) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助事業を予定期間内に着手しないとき、又は完了しないとき。
- (6) 補助事業費の精算額が補助金交付の決定をした補助事業費に達しないとき。
- (7) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- (8) 補助事業の内容、事業費、事情の変更等により補助対象額が減額となったとき。
- (9) 申請の撤回の申出があったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（別記第 12 号様式）により、区市町に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条第 1 項各号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されており、返還すべき金額があるときは、区市町に対して期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 第 14 条第 1 項各号の規定による補助金の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に定めるところにより、違約加算金を納付させるものとする。ただし、同項第 2 号、第 4 号及び第 7 号に該当しない場合の違約加算金については、この限りではない。

- (1) 違約加算金（100 円未満は切り捨てる。）は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で加算する。
- (2) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前号の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還命令を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。
- (3) 本条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

- (4) 補助金の返還を命じた場合において、区市町がこれを指示した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満は切り捨てる。）を納付させるものとする。
- (5) 前号の規定により、延滞金を納付する場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 区市町は、都の補助金について経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を作成し、補助金の最後の交付日に属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(監督等)

第 18 条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける区市町に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

(申請書類の著作権処理)

第 19 条 この要綱の定めに基づき区市町が提出する書類において、図面や写真等の著作物を利用や記載等をする場合、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条に定める複製権、同法第 22 条の 2 に定める上映権、同法第 23 条第 1 項に定める公衆送信権、同法第 23 条第 2 項に定める公の伝達権等の権利について、区市町は著作物の著作権者から同法第 63 条に定める都が利用することに関しての許諾を事前に得なければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるほか、この補助金の交付に必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
補助金交付申請書

標記の事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

第1号様式別紙

本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

- (注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。
2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

区市町長 殿

東京都知事

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業

補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度「農の風景育成地区」の取組促進事業について、下記により交付することに決定したので通知する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、補助金交付申請書により申請のあったとおりとする。
- 3 条件等
上記2のほか、補助事業に係る条件等は、「農の風景育成地区」の取組促進事業支援補助金交付要綱のとおりとする。

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
補助金交付決定変更申請書

年 月 日付 都市政緑第 号で通知のあった 年度「農の風景育成地区」の取組促進事業補助金の交付決定の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額 金 円

3 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

4 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

(注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

区市町長 殿

東京都知事

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業

補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度「農の風景育成地区」の取組促進事業補助金交付決定額の変更について、下記により交付することに決定したので通知する。

記

1 交付変更額

交付決定変更額	金	円
既交付決定額	金	円
増（△）減額	金	円

2 補助事業の内容及びこれに要する経費の配分は、補助金交付決定変更申請書により申請のあったとおりとする。

3 条件等

上記2のほか、補助事業に係る条件等は、「農の風景育成地区」の取組促進支援補助金交付要綱のとおりとする。

東京都知事 殿

区市町長

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
中 止 （ 廃 止 ） 申 請 書

年 月 日付 都市政緑第 号で交付決定通知を受けた 年度「農の風景
育成地区」の取組促進事業の中止（廃止）をしたいので申請します。

記

1 既 交 付 決 定 額 金 円

2 中止（廃止）理由

添付書類

中止（廃止）に係る必要な関係資料を添付すること。

3 本人確認欄

（1）書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

（2）事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

4 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

- (注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。
2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第6号の1様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

区市町長 殿

東京都知事

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
中止（廃止）の承認通知書

年 月 日付 都市政緑第 号で交付決定通知を行った 年度「農の風景
育成地区」の取組促進事業については、 年 月 日付 第 号の申請のとおり承認す
る。

第6号の2様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

区市町長 殿

東京都知事

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
中止（廃止）を承認しない旨の通知書

年 月 日付 都市政緑第 号で交付決定通知を行った 年度「農の風景育成地区」の取組促進事業については、年 月 日付 第 号の申請を承認しない。

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
進 捗 状 況 報 告 書

年 月 日付 都市政録第 号で交付決定通知を受けた 年度「農の風景
育成地区」の取組促進事業の進捗状況について、下記のとおり報告します。

記

1 既交付決定額 金 円

添付書類

2 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

3 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

(注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。

2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業

完 了 実 績 報 告 書

年 月 日付 都市政緑第 号で補助金の交付決定を受けた標記の実績について、
関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

交 付 決 定 額	金	円
補 助 金 精 算 額	金	円
差 引 (△) 減 額	金	円

添付書類

- 第8号様式別紙1及び別紙2
- 成果報告書（様式任意）
- その他知事が必要と認める書類

2 本人確認欄

- 書類発行権限を有する者
役職及び氏名 :
連絡先（電話番号） :
- 事務担当者
所属、役職及び氏名 :
連絡先（電話番号） :

3 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :
確認方法 :

- (注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。
2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

区市町長 殿

東京都知事

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で完了実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり確定したので通知する。

記

1	既交付決定補助金額	金	円
2	確定補助金額	金	円
3	(△) 減額	金	円

請 求 書

請求金額 _____ 円

年 月 日付 都市政緑第 号で確定通知を受けた 年度「農の風景育成
地区」の取組促進事業に係る東京都補助金として上記の金額を請求します。

なお、内訳は別紙のとおり

年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

1 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先（電話番号） :

2 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

- (注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。
2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
補助金交付申請撤回申出書

年 月 日付 都市政録第 号で交付決定通知を受けた 年度「農の風景
育成地区」の取組促進事業補助金交付申請について撤回を申し出ます。

記

1 既交付決定額 金 円

2 撤回理由

添付書類

3 本人確認欄

(1) 書類発行権限を有する者

役職及び氏名 :

連絡先 (電話番号) :

(2) 事務担当者

所属、役職及び氏名 :

連絡先 (電話番号) :

4 ※ 所管行政庁確認欄

確認日 :

確認方法 :

- (注意) 1 本人確認欄は、公印を押印するときで請求書等にも押印をする場合については、記載不要です。
2 ※印のある項目は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

区市町長 殿

東京都知事

年度「農の風景育成地区」の取組促進事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で補助金交付申請の撤回申出のあった標記補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので通知する。

記

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 交付決定取消額 | 金 | 円 |